

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那須塩原市は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本市は後期高齢者医療保険関係事務において、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

栃木県那須塩原市長

公表日

令和7年8月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り対象者の資格及び給付の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認
③システムの名称	後期高齢者医療システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者宛名情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の85の項 及び内閣府・総務省令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項、117の項 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部国保年金課 〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社108番地2 電話 0287-62-7129
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部国保年金課 〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社108番地2 電話 0287-62-7129
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月20日	評価実施機関における担当部署	②所属長 国保年金課長 稲垣 昭三郎	②所属長 国保年金課長 宇都野 淳	事後	
平成29年4月26日	評価実施機関における担当部署	②所属長 国保年金課長 宇都野 淳	②所属長 国保年金課長 渡辺 直次郎	事後	
平成29年4月26日	対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 国保年金課長 渡辺 直次郎	②所属長 国保年金課長 福田 正樹	事後	
令和1年6月21日	評価実施機関における担当部署	②所属長 国保年金課長 福田 正樹	②所属長の役職 国保年金課長	事後	様式の変更
令和1年6月21日	対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月16日	法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	
令和4年6月13日	対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月13日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第59項 並びに内閣府・総務省令第46条	番号法第9条第1項、別表の85の項 及び内閣府・総務省令第46条	事後	
令和6年12月4日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条8号、別表第二第81項 (情報提供) 番号法第19条8号、別表第二第83項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項、117の項 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号	事後	
令和6年12月4日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク		十分である	事後	
令和6年12月4日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク 判断の根拠 への対策は十分か		・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	
令和6年12月4日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和6年12月4日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年8月20日	対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	